

大阪府告示第798号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、次のとおり特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定する。

令和7年6月9日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 形質変更時要届出区域  
摂津市西一津屋700番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
  - (1) 第31条第1項の基準に適合していないもの  
六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
  - (2) 第31条第2項の基準に適合していないもの  
鉛及びその化合物